

広島県告示第九百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年九月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

尾道市御調町野間字鄙三三二の八・三三二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三三二の九、三三〇の一、三三〇の四、三三〇の六七から三三〇の六九まで、三三〇の七一、三三〇の七三、三三〇の七五、三三〇の七七、三三〇の七九、三三〇の八〇、三三〇の八二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び尾道市役所に備え置いて縦覧に供する。）